

# 島根県報

第一、四六〇号  
平成十五年四月十一日  
(金曜日)

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

## 告 示

### 目 次

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	一
土地改良事業変更施行の認可	(農村整備課)	一
土地改良事業施行の同意(四件)	( )	二
保安林予定森林(五件)	(森林整備課)	二
解除予定保安林(二件)	( )	五
保安林の指定の解除	( )	五
小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	(水産課)	五
公告	(都市計画課)	六
都市計画変更の図書の縦覧	( )	六
雑報	(消防防災課)	六
危険物取扱者試験の実施	( )	六

## 告

## 示

### 島根県告示第三百七十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社団法人島根県看護協会	訪問看護	島根県看護協会訪問看護ステーションそよかぜ	浜田市田町一五六三	平成十五年四月一日
医療法人同仁会	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 ケアセンター喜南	八東郡宍道町大字白石二二九一	平成十五年四月一日
有限会社 アミーゴ島根	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム ゆりさわ	八東郡宍道町大字佐々布二二三〇番地一	平成十五年四月二日
特定非営利活動法人 久米の家	痴呆対応型共同生活介護	久米の家	松江市法吉町久米八〇三番地二	平成十五年四月七日
有限会社 まめな	福祉用具貸与	有限会社 まめなか屋	邇摩郡温泉津町温泉津小浜イ二二一番地五	平成十五年四月十五日

### 島根県告示第三百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	認 可 年 月 日
松江市土地改良区	仲田下地区用排水施設事業 (ため池等整備事業)	平成十五年三月三十一日

島根県告示第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事 業 名	同 意 年 月 日
佐田町	上橋波地区農道事業 (地すべり関連事業)	平成十五年三月三十一日

島根県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事 業 名	同 意 年 月 日
佐田町	中屋谷川地区用排水施設事業 (ため池等整備事業)	平成十五年三月三十一日

島根県告示第三百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。  
平成十五年四月十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事 業 名	同 意 年 月 日
大田市	波根地区用排水施設事業 (基盤整備促進事業)	平成十五年四月二日

島根県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事 業 名	同 意 年 月 日
佐田町	仲間大佐田地区農道事業 (基盤整備促進事業)	平成十五年四月二日

島根県告示第三百八十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

仁多郡仁多町大字三成一四一五の九二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第百八十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

- 仁多郡仁多町大字郡村七〇七、七〇八の一、七〇八の二、七〇九、七二〇、七二一の一、七二一の二、七二二の一、一七〇八、一七〇九の一、一七〇九の二、一七二〇、一七二一、一七二二の一、一七二二の二、一七二三、飯石郡吉田村大字吉田字川尻四三三五の一から四三三五の三まで、四三三五の五、四三三六の二、四三三七の一

二 指定の目的 土砂の流出の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 大字郡村七〇七、七〇八の一、七〇八の二、七〇九、七二〇、七二一の一、七二一の二、七二二の一、一七〇八、一七〇九の一、一七〇九の二、一七二〇、一七二一、一七二二の一、一七二二の二、一七二三、字川尻四三三三五の二、四三三五の三、

四三三五の五、四三三六の二、四三三七の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係村町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第百八十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 保安林予定森林の所在場所

- 飯石郡掛合町大字掛合三八八七の一、三八八八、三八八九

(一) 指定の目的

水源のかん養

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

- 飯石郡三刀屋町大字乙加宮二〇四の一、三二四一、三二四二の一から三二四二の三まで、三二四三、三二四四の一、三二四四の二、大原郡木次町大字平田七二〇の一、七三〇、七三三の一、七六五、八〇八の五、八〇九の一、八一一、八二二、八二四、

- 八三五の一、八三五の三、八二七の一、八三〇、八三一の一、八三一の八、一一四一の一六、一一九三、一一〇〇の一、一一〇〇の二、一一〇四、一一〇五、一一〇六の一、一一〇六の二、一一〇七の一、一一〇九、一一一一、一一一三の一、一一一五の一、一一一五の二、一一一五の五、一一二七の二、一一二七の三、一一二八の一、一一二〇、一一二〇の一、一一二〇の二、一一二〇の六、一一二二、一九〇五
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 大字乙加宮一二〇四の一、三一四一、三一四二の一から三一四二の三まで、三一四三、三一四四の一、三一四四の二、大字平田七二〇の一、七三〇、七三三の一、七六五、八〇八の五、八〇九の一、八一、八一、八一四、八二五の一、八二五の三、八二七の一、八三〇、八三一の二、八三一の八、一一四一の一六、一一九三、一一〇〇の一、一一〇〇の二、一一〇四、一一〇五、一一〇六の一、一一〇六の二、一一〇九、一一一一、一一一五の一、一一一五の二、一一一五の五、一一一七の二、一一一七の三、一一二八の一、一一二〇、一一二〇の一、一一二〇の二、一一二〇の六、一一二二、一九〇五

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示三百八十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑智町大字九日市八九一から八九三まで、八九四の一、八九四の二、八九五から九〇三まで、九〇四の一、九〇四の四、九〇四の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示三百八十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑智町大字小松地二の二、一〇、二〇、二四の一、三五の一、二〇八、六〇九の一、六一の一、六一二の一、六一三の一、六一五の一、六一六の一、六一七の一、六一九の三、六二二、六二五から六三二まで、六三六、六三七の一、六三八の一、六三九の一、八一〇の二、八一〇の三、大字別府二四、三一の二、八二、八二の二、五七〇の二、五七〇の四、五七一、五八〇の一、五八一の一、五八四、五八六、五八七

- 二 指定の目的  
水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第三百八十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
飯石郡三刀屋町大字上熊谷五五九の二（次の図に示す部分に限る。）、五五九の四
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び三刀屋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第三百八十七号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
美濃郡匹見町大字道川口五七二の一（国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
河川管理施設用地とするため

島根県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
大田市静間町字横枕一六五二から一六五四まで
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

島根県告示第三百八十九号

島根県漁業調整規則（昭和四十年島根県規則第五十三号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業

毎週火・金曜日発行

(手繰第二種漁業(えびびき網漁業))に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第八条第三項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄田信義

一 許可及び起業の認可の申請期間

平成十五年四月十四日から平成十五年四月二十三日まで

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月十一日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

益田都市計画用途地域

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

雑 報

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の五第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)第五十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成十五年四月十一日

財団法人消防試験研究センター理事長 大井久幸

一 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

1 試験の日時

平成十五年六月十五日(日) 丙種 九時三十分から

甲種・乙種 十三時〇〇分から

2 試験の場所 松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、西郷町

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)

2 受験願書受付期間

平成十五年四月十八日から五月二日まで(郵送の場合は、五月二日までの消印のあるものに限って受け付ける。)

3 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 五千円

乙種危険物取扱者試験 三千四百円

丙種危険物取扱者試験 二千七百元を所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各総務事務所、各消防本部

(郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、百六十円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型二号封筒を同封すること。)

2 問い合わせ先

〒六九〇〇八八二 松江市大輪町四二〇一 島根県大輪町団体ビル二階  
財団法人消防試験研究センター島根県支部(電話〇八五二一七七一五八一)

平成十五年四月十一日印刷  
平成十五年四月十一日発行

発行者 島根県

発行所 松江市殿町島根県庁  
印刷所 松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)